

大田市告示第46号

大田市下水道使用料等口座振替収納事務取扱要綱（令和2年大田市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大田市長 楫野弘和

第4条の次に次の1条を加える。

- 第4条の2 第2条第1号から第5号までの収入の振替納付を依頼し、変更しようとする者は、利用申込みに係る受付から承諾までをインターネットを経由し完了させるサービス（以下「Web口座振替受付サービス」という。）を利用することができる。ただし、Web口座振替受付サービス利用対象の取扱金融機関（以下「Web受付利用対象金融機関」という。）の準備が整った収入に限る。
- 2 前項の利用については、Web受付利用対象金融機関に申し込まなければならない。
- 3 市は、当該Web口座振替受付サービスに関する事務の一部を、市が適当と認める事業者（以下「委託事業者」という。）に委託できるものとする。
- 4 Web口座振替受付サービスによる申込手続を受けたWeb受付利用対象金融機関及び委託事業者は、口座情報及び受付結果等の引継情報を市に送信しなければならない。

第5条中「前条」を「第4条」に改め、「送付」の次に「又は前条第3項の口座情報及び受付結果等の引継情報の送付」を加える。

第6条第1項中「振替申込書」の次に「又は第4条の2のWeb口座振替受付サービスの申込み」を加え、同条第2項中「電磁的記録媒体又は」を削る。

第7条中「、電磁的記録媒体に記録されている金額」を削る。

第8条第1項ただし書及び第2項ただし書中「電磁的記録媒体又は」を削る。

第9条及び第10条中「、電磁的記録媒体」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。